

5分で読める

ちょっと役に立つ

『医療費控除と雑損控除を 確定申告しよう』

サラリーマンの場合は医療費控除、雑損控除は年末調整で申告はしない場合が多いです。

昨年、医療費がかかった方、雪で損害を被った方、どちらも確定申告で申告すれば所得税が還付されます。来月から確定申告です。この小冊子を参考に申告をして節税しましょう。

平成27年 1月

医療費控除



医療費控除が適用される医療費は？



■一般的な治療に関する費用

- ・ 医師、歯科医師による診療料金、治療料金。ただし、健康診断の費用や医師に対する謝礼金は含まれません。
- ・ 治療、療養のために買った医薬品。ただし、風邪をひいた場合の風邪薬は医療費となるが、ビタミン剤などの病気の予防や健康増進のために買った医薬品は医療費となりません。
- ・ 急患や怪我などで、病院、診療所、介護老人保健施設、指定介護老人福祉施設、助産所へ移送されるための費用。
- ・ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師の施術費用。ただし、疲れを癒したり、体調を整えるは含まれません。
- ・ 保健師、看護師、准看護師、家政婦へ支払った費用。
- ・ 助産師による分娩の介助の費用。
- ・ 介護保険制度で提供された一定の施設・居宅サービスの自己負担額。

■以下の費用で、医師等による診療、治療、施術、分娩の介助を受けるために直接必要な費用

- ・診療等を受けるための通院費、医師等の送迎費、入院の部屋代や食事代の費用、コルセットなどの医療用器具等の購入代や賃借料。ただし、自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車場の料金等は含まれません。
- ・医師等による診療や治療を受けるために直接必要な、義手、義足、松葉杖、義歯などの購入費用。
- ・傷病により6か月以上寝たきりで医師の治療を受けている場合に使うおむつ代。この場合には、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。

■医療費控除の対象となる出産費用

- ・妊娠と診断されてからの定期検診と検査費用、通院費用。
- ・出産で入院するときに利用したタクシー代。ただし、実家で出産するための交通費は対象になりません。
- ・入院に際し、寝巻きや洗面具など身の回り品を購入する費用は医療費控除の対象になりません。
- ・病院で支給される食事。

■入院に伴う一般的な費用

- ・入院に際し、寝巻きや洗面具など身の回り品を購入する費用は医療費控除の対象になりません。
- ・医師や看護師に対するお礼は医療費控除の対象になりません。
- ・個室に入院したときなどの差額ベッドの料金は、医師の診療、治療を受けるために通常必要ならば医療費控除の対象になります。

- ・付添婦を頼んだときの付添料は療養上の費用として医療費控除の対象となります。
- ・病院で支給される食事。

■ 歯の治療に伴う一般的な費用

- ・金やポーセレンをつかった義歯の挿入は対象になります。
- ・発育段階にある子供の歯列矯正のように、歯列矯正を受ける人の年齢や矯正の目的などからみて歯列矯正が必要と認められる場合の費用は、医療費控除の対象になります。
- ・治療のための通院費。小さいお子さんの通院付添交通費。

● 歯の治療費を歯科ローン

- ・歯科ローンの分割金額は医療費控除の対象になります。なお、金利及び手数料相当分は医療費控除の対象になりません。



医療費控除を受けるための手続きについて教えてください。



医療費控除に関する事項を記載した確定申告書を提出します。その際、医療費の支出を証明する書類、例えば領収書などについては、確定申告書に添付します。また、給与所得者は、このほかに給与所得の源泉徴収票も付けます。

医療費控除の事例計算



医療費控除の対象となる金額を事例で計算してください



■医療費控除の計算式

(実際に支払った医療費の合計額－保険金などで補てんされる金額)－10万円(ただし、その年の所得金額の合計額が200万円未満の人は10万円ではなく所得金額5%の金額)

保険金などで補てんされる金額とは：生命保険契約などで支給される入院給付金、健康保険などで支給される高額療養費・出産育児一時金など。

医療費控除額の最高額は200万円まで。

事例：治療費の自己負担限度額合計……140,000円
医師の指示に基づく入院に伴う費用……250,000円
本人の所得金額……3,800,000円
生命保険金……60,000円

●医療費控除額

$= (140,000円 + 250,000円) - 60,000円 = 330,000円$

ただし、所得金額が2,000,000万円未満ではないので10万円となります。

$= 330,000 - 100,000円 = 230,000円$

が医療費控除額になります。

雑損控除



私 A は今年2月大雪で自宅に併設してある車庫が雪の重みで全壊しました。確定申告で雑損控除を申告しようと思います。雑損控除の内容を教えてください。

●私の収入と損害額は以下の通りです。

私 A の給与収入：500万円。

家族構成：妻（パート収入96万円）

子供2人（16歳と18歳）。

車庫の時価額 100万円 災害関連支出額 30万円

保険金による補てん額 20万円



■雑損控除の控除額計算式

$$A = (\text{差引損失額}) - (\text{総所得金額等}) \times 10\%$$

$$B = (\text{差引損失額のうち災害関連支出の金額}) - 5 \text{万円}$$

※AとBの大きい方の金額が所得控除の雑損控除になります。

※損失額が大きくてその年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後3年間限度に繰り越して、各年の所得金額から控除することができます。

●差引損失額の計算のしかた

差引損失額＝損害金額＋災害関連支出の金額－保険金などによって補填される金額

※損害金額とは：損害を受けた時のその資産の時価の額のこと。

※災害関連支出の金額とは：災害により滅失した住宅、家財を除去するために支出した金額など。

※保険金などにより補てんされる金額とは：災害などに関して受け取った保険金や損害賠償金など。

$$A = (\text{差引損失額}) - (\text{総所得金額等}) \times 10\%$$

$$A = \{100\text{万円 (損害額)} + 30\text{万円 (災害関連支出の金額)} - 20\text{万円 (保険金)}\} - 346\text{万円} (\text{※所得金額}) \times 10\% = 75.4\text{万円}$$

$$B = (\text{差引損失額のうち災害関連支出の金額}) - 5\text{万円}$$

$$B = 30\text{万円} - 5\text{万円} = 25\text{万円}$$

Aの方がBより大きいので雑損控除額は75.4万円になります。

※サラリーマンAさんの所得金額は、給与収入から下記の給与所得控除を引いた金額になります。

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
3,600,000円超6,600,000円以下	収入金額×20% +540,000円

$$\text{給与所得控除額} = 500\text{万円} \times 20\% + 54\text{万円} = 154\text{万円}$$

$$\text{所得金額} = 500\text{万円} - 154\text{万円} = 346\text{万円} \text{ になります。}$$

以下の表は確定申告で雑損控除を申告した場合の節税額の比較計算表です(社会保険料の健康保険料は介護保険該当2号被保険者。所得税率は両方5%です)。

確定申告で雑損控除を申告		確定申告で雑損控除を申告しない	
給与収入	5,000,000	給与収入	5,000,000
給与所得控除	1,540,000	給与所得控除	1,540,000
給与所得①	3,460,000	給与所得①	3,460,000
雑損控除	754,000	雑損控除	0
社会保険料控除	744,624	社会保険料控除	744,624
生命保険・個人年金保険料控除	40,000	生命保険・個人年金保険料控除	40,000
地震保険料控除	25,000	地震保険料控除	25,000
扶養控除	760,000	扶養控除	760,000
配偶者控除	380,000	配偶者控除	380,000
基礎控除	380,000	基礎控除	380,000
所得控除合計額②	3,083,624	所得控除合計額②	2,329,624
課税所得金額(①-②)	376,000	課税所得金額(①-②)	1,130,000
所得税③	18,800	所得税④	56,500
雑損控除を申告すると③-④=37,700の節税になります			

引用・参考資料：国税庁「個人所得税HP」より

